

強くしなやかで
持続可能なまち
みしま

三島市国土強靭化地域計画
(案)

令和3年 月

三 島 市

目 次

第1章 基本的な考え方	
1 本市の国土強靭化に向けたこれまでの取組	P 1
2 国土強靭化地域計画策定の趣旨	P 1
3 基本理念	P 2
4 基本目標	P 2
5 対象とする災害	P 2
6 計画の位置付け	P 3
7 S D G s（持続可能な開発目標）への貢献	P 3
第2章 脆弱性評価	
1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	P 5
2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題	P 7
第3章 国土強靭化の推進方針	
1 施策の分野	P 10
2 施策分野ごとの推進方針	P 10
第4章 計画の推進	
1 市の他の計画等の見直し	P 24
2 本計画の見直し	P 24
3 具体的取組の推進	P 24
4 プログラムの重点化	P 24
別紙1 プログラムごとの脆弱性評価結果	P 26
別紙2 プログラム推進のための主要な取組	P 67

第1章 基本的な考え方

1 本市の国土強靭化に向けたこれまでの取組

静岡県の東部、富士箱根伊豆国立公園の玄関口に位置する三島市は、四季折々の美しい景観、温暖な気候、自然が育む豊かな食材等に恵まれた地域である一方、南海トラフや相模トラフ沿いで発生する地震や火山噴火、近年、激甚化・広域化が顕著な風水害など、自然の脅威も併せ持っている。

三島市では、昭和 54 年に大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことから、地震防災対策を市政の重要課題と捉え、また、平成 26 年には南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、近年も予算編成の基本方針の一つに、「絆で守る安全・安心と誰もが生き生きと暮らすコミュニティづくり」を掲げ、地域・企業・行政が一体となった安全・安心なまちづくりに継続的に取り組んでいる。

＜三島市地震対策アクションプログラム＞

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月と 11 月に「静岡県第 4 次地震被害想定」が発表され、南海トラフで発生する地震や津波による被害想定の概要が明らかとなった。これを受け、市民の生命、身体及び財産を守り、早期の復旧に繋げる地震対策をまとめた「三島市地震対策アクションプログラム 2013」を平成 26 年 1 月に策定した。

2 国土強靭化地域計画策定の趣旨

(1) 国土強靭化の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害の都度、長時間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくりの政策・産業政策を含めた総合的な対応が求められている。

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が平成 25 年 12 月に公布・施行された。

国土強靭化が目指すものは、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（強靭さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築することである。

(2) 国土強靭化基本計画

国は、基本法第 10 条第 1 項の規定に基づき、国土強靭化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する「国土強靭化基本計画」を平成 26 年 6 月に閣議決定した。この基本計画は、他の国土強靭化に係る国の計画等

の指針となるべきもので、以下の事項について定めている。

- 一 國土強靱化基本計画の対象とする國土強靱化に関する施策の分野
- 二 國土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、國土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 静岡県國土強靱化地域計画

静岡県は、「内陸のフロンティア」を拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム 2013」等の國土強靱化に先駆けた県の取組を改めて評価した上で、基本法第 13 条第 1 項の規定に基づき、静岡県の國土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「静岡県國土強靱化地域計画」を平成 27 年 4 月に策定した。

(4) 三島市國土強靱化地域計画策定の趣旨

市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、國土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な三島」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として「三島市國土強靱化地域計画」を策定するものである。

3 基本理念

本市では、國土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ることにより、「強くしなやかで持続可能なまち みしま」を目指すものとする。

4 基本目標

本市の國土強靱化を推進するにあたり、国の國土強靱化基本計画及び静岡県國土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の 4 つを基本目標とする。

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

5 対象とする災害

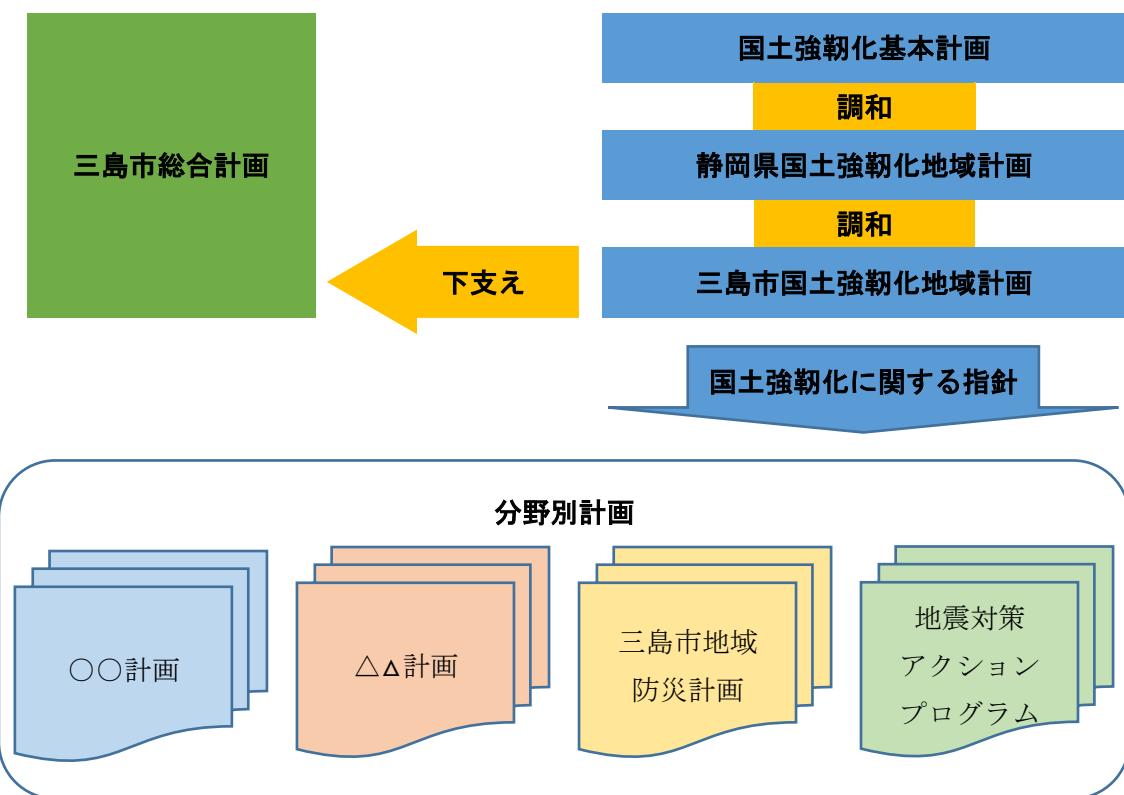
本市の地域特性上、甚大な被害を及ぼすとされる「南海トラフ巨大地震」、ひとたび噴火が起こると広域かつ長期的な影響が予想される「富士山噴火」、台風・豪雨等による風

水害、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とする。

なお、本市には津波を起因とする災害は想定されていないため、対象としない。

6 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本市の各種計画における国土強靭化に関連する事項の指針となり、三島市総合計画の下支えとなる計画である。



7 S D G s（持続可能な開発目標）への貢献

平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針として定められた「S D G s（持続可能な開発目標）」が目指す、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要である。

特に、ゴール11に「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、また、ゴール13に「気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」とあるように、本計画の基本理念である「防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済

等の地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ること」とは、親和性が高いことから、本計画の取組においても、SDGsの目標を意識しながら、取り組みを着実に推進することとする。

■持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容

	■貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		■人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	■飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		■住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	■すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		■つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する。
	■質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		■気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	■ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		■海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	■安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		■陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	■エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的能量へのアクセスを確保する。		■平和と公平をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	■働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。		■パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	■産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

第2章 脆弱性評価

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

＜リスクシナリオ一覧＞

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災の発生による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPG・ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的被害及び交通麻痺
	7-3	農業用水利施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-6	住家被害認定調査や罹災証明書発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態
	8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	経済圏域内の企業・住民の流出等による地域活力の低下

2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性を別紙1「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この中で、本市の災害特性を踏まえた課題や複数のプログラムに共通する課題など、施策を推進する上で特に配慮すべき重要な課題として、次の5つが挙げられる。

本市の強靭化を図る上では、この重要課題を念頭において、総合的かつ計画的に施策に取り組む必要がある。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災以降、被災地における地域活力の低下を防ぐ取組の重要性が再認識されており、本市においても、大規模災害後に地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進していく必要がある。

平成25年に公表された「静岡県第4次地震被害想定」を踏まえ、早期復旧・復興の前提となる人的被害や、住居及び防災拠点となる公共施設の被害を最小化するための方策が必要となる。

具体的には、各家庭での対策として木造住宅の耐震化や家具固定、感震ブレーカーの設置、地域の対策として消防団や自主防災組織用資機材の整備、避難所の環境改善などの対策を着実に進める必要がある。

併せて、災害発生時の速やかな避難や救援・救護、さらに早期の復旧・復興のために、緊急輸送路や幹線道路等の広域・地域間ネットワークの整備が必要である。

(2) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

近年、市民や企業の災害に対する意識が高まり、自助・共助・公助の重要性が認識されているが、大規模自然災害の発生に対し、国・県や関係機関との連携を図り、ソフト・ハード両面の施策を組み合わせた防災・減災対策に一層取り組む必要がある。

ソフト対策として、地域や住民個々の自発的な避難行動や安全確保行動を促すために、防災ラジオやSNSなど多様な情報伝達手段の確保に努める。また、住民の防災意識や対応能力の向上のために、防災講演会や出前講座の開催、広報紙やラジオ放送等を活用した啓発活動、学校における防災教育、より実践的な防災訓練の実施等に努めることが重要となる。

また、近年の傾向として大型台風の襲来、局地的・短時間豪雨、激しい雷や突風の発生等により、我が国の各所で甚大な被害が発生しており、これらの災害に対応するため、ハード対策としてこれまで以上に河川や洪水調整施設、土砂災害防止施設などの整備の着実な推進を図る必要がある。併せて、ハード対策の限界も踏まえながら、地域住民

や関係機関と連携した警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進めることが求められている。

(3) 広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応には、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む「共助」が基本である。

南海トラフ巨大地震等の広域災害においては、消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生じることも想定されることから、家庭や地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

また、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、適切な避難所運営や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めるにも寄与する。

このため、住宅の耐震化や家具の固定等の家庭内対策の促進に努めるとともに、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、避難所運営組織体制の構築や、自主防災組織と消防団、地域の各種活動団体、学校、事業所などの連携・協働、地域防災の担い手となる人材の育成・活用などを推進する必要がある。

さらに、広域災害の発生直後は、食料・飲料水等、生命に関わる物資を供給することが不可能となったり、滞ることが想定されることから、各家庭において避難生活に必要な当面の食料と飲料水を常に備蓄しておく等の対策が必要である。

国土強靭化を進める上では、国や県、市のみならず、ライフライン関係事業者による施設の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく道路啓開や支援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な取組が不可欠である。

このため、平時から、ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画の策定を促進する必要がある。

(4) 行政機能、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

行政機能では、防災拠点施設のバックアップ機能の確保をはじめとし、業務継続に必要な重要データ等のバックアップ体制の確保、非常用電源及び燃料の確保、再生可能エネルギーの導入の検討を進める必要がある。また、市のB C Pの検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を整備することが重要となる。

情報通信では、防災関係機関相互の通信ルートを確保するため、災害時に県や関係機関と被害情報等を共有できる「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」を適切に管理・運用する必要がある。

また、現在は市民一人ひとりに対し、より迅速かつ確実に災害関連情報を伝達するために、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（ニアラート）やコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市民メール配信システムなど、多様化を促進しているところである。

今後も、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS等による双方通信機能の活用や、地域の自主防災組織における情報収集・伝達機能の強化等、より効果的な情報伝達・収集手段の確保を図っていく必要がある。

これらのことと踏まえ、防災行政無線のデジタル化の検討に加え、関係機関や指定避難所及び自主防災組織等と情報共有できる、より低コストで最適な防災情報システムの構築についても調査研究を進める必要がある。

(5) 地域交通ネットワークの機能及び代替性の確保

本市は、東駿河湾環状道路、国道1号、国道136号、東海道新幹線、東海道本線等の交通網が整備されている。

これらの基幹的交通インフラは、大規模災害時において救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担うことが想定される「命の道」となることが想定されている一方、そのネットワークが寸断した場合、経済活動は停滞し、本市のみならず国全体が機能不全に陥ってしまうおそれがある。このことから、基幹的交通インフラの安全性の確保、防災機能の充実、被災時の早期復旧は、国、県、市全体の観点からも重要な課題である。

また、市道を含む地域幹線道路は、これら基幹的交通インフラや広域幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路・幹線避難路として避難や救助・救急活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、防災機能の強化を行い、道路の整備等を推進する必要がある。

併せて、災害時の市の防災拠点を結ぶ輸送ルートの道路啓閉を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している事業所との連携を強化する必要がある。

第3章 国土強靭化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策を以下の7分野に設定した。

- (1) 行政機能・消防
- (2) 危機管理
- (3) 環境・生活
- (4) 健康・福祉
- (5) 教育・文化
- (6) 経済産業
- (7) 都市基盤

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び5つの重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靭化に資する施策に取り組む。

(1) 行政機能・消防

<行政機能>

○防災拠点となる公共施設の耐震化、防災機能の強化

市の防災拠点庁舎の耐震化は完了しているが、庁舎本館、中央町別館は、建築から60余年が経過し、施設が老朽化しているため、修繕等により建物の安全性を確保するとともに、新庁舎の建設の検討を進める。

また、行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機の更新、燃料の確保を進めるとともに、公共施設におけるWi-Fi環境（公衆無線LAN）の整備、太陽光発電システム等の自然エネルギーの導入の検討を行う。

○業務継続に必要な体制整備

市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する。

○天井の脱落対策（公共施設）

公共施設について、大空間を有する建築物の天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を推進する。

○消防広域化に伴う富士山南東消防本部との連携体制の強化等

災害発生時において、市や消防団と連携した救助・救急活動が行われるよう、広域化された富士山南東消防本部との連携体制を強化する。

＜消防＞

○消防施設・設備の充実

大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設の計画的な整備・更新に努める。

○地域の消防力の確保

地域の消防団が持続的に機能できるよう、自治会や地域の事業所、大学などと協力した団員の確保や処遇改善に努めることにより、現状に見合った体制づくりを推進する。

(2) 危機管理

＜危機管理体制＞

○災害対応計画及び関連マニュアル等の継続整備・検証

計画の実効性を確保するため、地域防災計画や災害時支援計画等の現行計画を社会的背景の変化や検証結果等に基づき計画的に修正する。

また、計画実行のための関連マニュアルについても、状況の変化に応じて適時に具体化・修正する。

○災害対策本部機能等、緊急対応体制の充実強化

発災時の初動対応を迅速かつ的確に行うとともに、総合的かつ一体的な災害応急対策を行うため、災害対策本部機能を発揮するための人的体制及び関連資機材を整備する。

また、人的体制や情報が制約される状況においても災害対策本部の機能が維持できるよう、日頃から、各職員が自分の役割を十分に把握するなど災害対策本部運営の習熟に努める。

○各種防災機関等との連携強化

迅速かつ的確な災害応急対策と着実な復旧・復興の取組を進めるため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、広域応援を含む消防・警察、その他防災機関、災害時応援協定締結地方自治体等との連携体制を強化し、広域支援体制の整備を図る。

＜災害情報伝達機能の強化＞

○災害関連情報の伝達手段の多様化

全国瞬時警報システム（Jアラート）の定期的な訓練等により、確実な運用を図る。

また、住民への情報伝達手段として、これまでの同時通報用無線やメール配信システムなどに加え、各自主防災会と各避難所運営本部を結ぶデジタル簡易無線機配備、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メールなど、多様化を促進

するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する。

さらに、情報インフラ等の環境の変化に応じたＳＮＳ等による双方向通信機能の活用や、地域の自主防災会における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備

本市の同時通報用無線は、整備後40余年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、また、旧式の部品の調達も困難になってきていることから、災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムの整備を検討する。

＜災害応急対策＞

○孤立地域における通信手段の確保

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段の確保を図る。

○ヘリポートの活用に関する検証

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

○各種実践的訓練・研修の実施

全職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練や研修を行うことにより、災害対応業務の習熟を図る。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化、充実

道路啓開や支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行い、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制を強化するとともに、新たな救援ニーズを踏まえ、協定締結機関の拡充を図る。

＜南海トラフ地震臨時情報の活用＞

○南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動ができるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応

を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

＜水害対策＞

○洪水・内水ハザードマップ及びマイ・タイムラインの作成

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域を基に洪水や内水ハザードマップの作成・公表を進めるとともに、避難に関するマイ・タイムライン（時系列の行動計画）等の作成などにより、市民の防災意識の向上を図る。

＜停電対策＞

○停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県、電力事業者、自治会等と連携し、予防伐採の対象範囲や役割分担等を検討・調整するなど、計画的な事業実施を検討する。

＜火山噴火対策＞

○観測体制の強化

火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの判定等に結びつけられるよう、県及び関係自治体と連携して観測体制の強化について国へ求めていく。

○防災訓練の実施、避難計画の検証

関係自治体及び関係機関等で構成する協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行う。

＜被災者支援＞

○救援物資受入れ体制の整備

救助物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連絡体制の強化を図る。

○避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所を精査するとともに、安全かつ迅速な避難のため避難路等の整備、避難所となる施設の天井脱落防止や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化などに取り組む。

また、避難所等の機能充実のため、太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用について検討を進める。

○避難所運営体制の整備、充実

発災初動において避難者の受入を確実に行い、避難期間が長期化しても避難者が安定した避難生活が送れるよう、市指定避難所において地域住民・避難者が自ら主体的かつ効果的に避難所運営できる体制を整備、充実させる。

○帰宅困難者対策

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制の整備に協力する。

○生活再建支援

発災後の復旧・復興を加速化するために、早期の段階で被災者の生活再建支援体制を構築することが必要である。

また、生活再建支援の手続きに必要となる罹災証明書の発行を早急に行うため、住家の被害程度を判定する住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制を構築するとともに、証明書発行までの一連の流れについて実地研修等を実施し、業務の習熟を図る。

＜地域防災力の充実・強化＞

○防災意識の向上

市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、出前講座や防災講演会の開催、広報紙・ラジオ等を活用した啓発活動などを通じ、防災意識の高揚を図る。

○家具の転倒防止、感震ブレーカー設置等の家庭内対策

家具類の固定や感震ブレーカーの設置など、家庭内対策の促進を図る。

○緊急物資備蓄の促進

食料等の備蓄を推進するとともに、様々な機会を捉えて、市民に対して7日以上の食料、飲料水の備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る。

○防災人材の育成・活用

「自主防災組織リーダー研修会」や「防災力アップ！人材育成講座」事業を推進するとともに、県と連携した事業として、「ふじのくに防災士、ジュニア防災士」など、「ふじのくに防災に関する知事認証制度」により、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などの育成・活用を推進する。

また、自主防災会での女性役員の登用など、男女共同参画の視点からの防災対策を推

進する。

○地域防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練D I G、避難所運営ゲームH U G、自主防災組織災害対応訓練「イメージT E N」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学生・高校生や事業所、学校などの地域防災活動への参画を促進する。

○地区防災計画の策定促進

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、地区住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関する、実効性ある地区防災計画の策定を促進する。

(3) 環境・生活

<エネルギー>

○分散自立型のエネルギー・システムの導入推進

太陽光、中小水力、天然ガスコーチェネレーション等の分散自立型エネルギー・システムや蓄電システム等を活用したエネルギーのネットワーク化を防災拠点を中心に推進する。

また、省電力化への取組として、道路照明等のLED化を促進する。

<災害廃棄物>

○災害廃棄物の処理体制の確保

災害時の廃棄物処理は、可能な限り事前に対策を講じておくことが重要であることから、本市では災害廃棄物処理計画を策定しているが、より実効性の高いものとなるよう隨時更新する。

<動物愛護>

○動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、被災者とともに同行避難できる体制を構築するとともに、獣医師や動物ボランティアの協力を得ながら動物救護体制の整備に努める。

(4) 健康・福祉

<医療・福祉施設機能>

○医療施設・社会福祉施設の耐震化

耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

＜医療救護＞

○医療救護体制の整備、充実

医療救護計画について、実効性の確保の観点から、必要に応じ隨時見直しを行うとともに、医療資機材の計画的な整備や、医療関係機関と連携した実践的で継続的な訓練等を通じ、災害時の医療救護体制の整備・充実に努める。

独立行政法人地域医療機能推進機構三島総合病院は、災害時の市の救護病院及び県の災害拠点病院として指定されており、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害医療チーム（D M A T）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制の整備について、連携して推進する。

○医療関係機関との連携強化

医師会や関係機関と連携を図り、災害発生時に医療スタッフが確保できる体制の構築に努める。

○感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

また、個人用防災グッズの中に、マスク・アルコール消毒液・ウェットティッシュ等を常備するよう呼びかけるなど、感染症予防対策の周知を図る。

＜被災者支援＞

○福祉避難所の確保・運営体制整備

社会福祉施設等の協力を得て、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる福祉避難所を確保する。

また、福祉避難所開設訓練等の実施により、「福祉避難所設置・運営マニュアル」の見直しをすることで実効性を高めていくとともに、社会福祉施設や保育園等の協力を得て福祉避難所協定締結施設の拡大を図るよう努める。

○被災者の健康支援体制の整備

避難所はもとより、地域で避難生活を送る被災者に対し、継続した医療・健康支援を行うための体制を整備するため、「被災者のメンタルヘルスケア対応マニュアル」等、必要なマニュアルを早期に整備するとともに、県及び関係機関と連携し、健康相談に対応する職員やボランティアの確保に努める。

○避難行動要支援者名簿の着実な整備

要介護者や重度障害者等、避難に支援を必要とする者（避難行動要支援者）について

は、名簿の着実な整備を図るとともに、自主防災組織等と連携を図り、災害時に必要に応じ避難支援を行う。

○災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う。

<遺体措置>

○遺体の適切な対応

遺体に関して適切な対応を行うため、必要に応じて遺体措置計画の見直しを行うとともに、医師会、歯科医師会、警察、関係事業所等と遺体措置訓練や連携協議を行い、遺体措置体制の整備に努める。

(5) 教育・文化

<学校・幼児教育>

○学校施設の防災機能の強化

児童生徒の安全・安心な教育環境を維持するため、老朽化が進行した建物の改築や長寿命化改修、非構造部の耐震化対策等を実施するとともに、避難所となる学校において非常用電源や太陽光システム等の自然エネルギーを導入するなど、防災上の機能の充実を図る。

また、災害時に避難所となる学校施設の防災機能の強化のため、トイレのドライ化・洋式化等環境改善のための施設整備を推進する。

さらに、被害状況により児童生徒を保護者に引渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を推進する。

○学校における防災教育の推進

発達段階における防災教育の目標を示した「静岡県学校安全教育目標」(令和2年3月策定)に基づき、いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○地域で行われる防災訓練への参加促進

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、教育委員会、学校、市が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○幼児に対する防災教育の推進

幼少期から防災に対する基本的習慣を身につけるため、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、幼稚園・保育園等における日常教育・保育活動等の中で、子どもの発達段階に応じた分かりやすい防災教育を推進する。

<文化財>

○文化財の耐震・防火対策

文化財被害を最小限に留めるため、文化財所有者による耐震、防火対策を促進する。

なお、文化財の耐震・防火対策については、以下の国・県が示すガイドライン等に準拠し対策を推進する。

- ・「世界遺産・国宝等における防火対策 5か年計画（令和元年 12月 23日文部科学大臣決定）」
- ・「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」
- ・「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博術館等の防火対策ガイドライン」
- ・静岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年 3 月）

<多文化共生>

○外国人に対する危機管理対策

言語や文化の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があるため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信に努める。

<男女共同参画>

○男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災組織における女性役員の登用を呼び掛ける。

(6) 経済産業

<救援物資>

○救援物資受入れ体制の整備（再掲）

救助物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連絡体制の強化を図る。

<事業所>

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（B C P）の策定の推進

各事業所に対し、「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災応急計画の策定を促進する。

また、発災時の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所のB C Pについて静岡県B C Pモデルプランの周知を図り、事業継続計画策定を促進する。

○事業所の防災対策の促進

事業所等の施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策を促進する。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める。

<観光>

○観光施設での安全確保体制の整備

発災時における観光客をはじめとする市内滞在者等の安全確保のため、大型観光施設の耐震化を促進するとともに、安全な避難誘導体制の確保を図る。

○観光客（帰宅困難者）の避難体制の確保

発災時における観光客をはじめとする帰宅困難者の避難先（一時滞在施設等）を確保するとともに、避難誘導や一時滞在施設等の運営の体制の整備を図る。

<農林業>

○農業用水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業用水利施設等の整備・補強を推進する。

○農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

○山地災害防止施設等の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する。

<雇用>

○雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

<ライフライン>

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡

会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

(7) 都市基盤

<交通ネットワーク>

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確実に確保するため、緊急輸送路等の道路整備や街路整備、橋梁の耐震対策等を推進する。

○道路施設の長寿命化

道路施設の機能を長く安全に保全するため、施設点検を計画的に継続実施する。点検結果に基づき、予防保全の観点を踏まえて道路施設の維持管理を行い、施設の長寿命化を推進する。

○無電柱化の推進

大規模災害時に電柱の倒壊等による道路の閉塞を未然に防止し、円滑な緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送路等における無電柱化を進める。

○跨線橋の耐震化

鉄道による緊急時の広域輸送機能を確保するため、跨線橋の耐震対策を推進する。

○避難地・避難路等の整備

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路等の整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）を推進するとともに、狭あいな道路を解消するため、国の「狭あい道路整備等促進事業」等を活用し、生活道路の安全確保等を図る。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進する。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携等により、装備資機材の充実、情報収集や共有等、必要な体制整備を図る。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

<上下水道>

○上水道施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、配水池や管路等の水道施設の耐震化を図る。

○下水道施設の耐震化等

地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水処理施設や管路の耐震化、マンホールの液状化対策等を推進する。

＜土砂災害＞

○土砂災害防止施設等の整備

急傾斜地崩壊防止施設などの施設整備と併せて、土砂災害警戒区域等の県指定を促進するとともに、ハザードマップを作成し住民への危険周知を図る。

＜水害対策＞

○河川等の整備及び浸水地域対策

広域にわたり甚大な浸水被害が想定される国・県が管理する河川において、河道拡幅や護岸改修などの予防型対策を着実に促進し、市が管理する普通河川や都市下水路、調整池や雨水貯留施設等についても、浸水被害が想定される河川等を優先して、浚渫などの予防型対策を計画的に推進する。

また、近年浸水被害のあった河川や浸水常襲地域において、再び大きな被害を発生させないよう対策の重点化を図り実施する。

さらに、被害を最小化する「減災」を図るため、排水機場のほか、水位計、監視カメラや雨水貯留施設の整備、排水ポンプ車の配備や道路アンダーパスの冠水対策を進めるほか、適切な土地利用の誘導、森林や農地の保全、水害版図上訓練等のソフト対策を併せて進めるなど、河川を管理する国・県や関係機関等とともに流域が一体となり、総合的な治水対策を実施する。

○洪水・内水ハザードマップ及びマイ・タイムラインの作成（再掲）

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域を基に洪水や内水ハザードマップの作成・公表を進めるとともに、避難に関するマイ・タイムライン（時系列の行動計画）等の作成などにより、市民の防災意識の向上を図る。

＜建築・住宅＞

○住宅・建築物の耐震化

住宅や建築物の耐震化は、建物倒壊を防ぎ市民の命を守るとともに、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。

このため、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」等を活用して、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成を実施し、住宅や建築物の耐震化を促進する。

○老朽空き家対策

管理不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者等に対する除却や適正管理の啓発、指導など老朽化空き家対策を推進する。

○市営住宅等の整備

災害に強いまちづくりを進めるため、国の「公営住宅整備事業」や「公営住宅等ストック総合改善事業」を活用し、市営住宅長寿命化計画に基づいた市営住宅の整備等を推進する。

○避難路等沿道のブロック塀の耐震化

避難路等の安全確保を図るため、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」等を活用して、避難路等の沿道にあるブロック塀の撤去・改善に対する助成を実施し、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。

○被災建築物の安全確認

余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

<被災者支援>

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水施設への非常用電源の整備や給水車の整備等を推進し、生活用水の確保と応急給水体制を確保する。

○建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅確保

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な候補地の選定、配置計画の策定等を行うとともに、賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備する。

○恒久住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ県、関係機関と連携し、検討する。

<都市>

○震災復興のための都市計画行動計画の策定

被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため、「震災復興のための都市計画行動計画」の策定を推進する。

○被災地の迅速な復旧・復興対策を図る地籍調査の推進

被災地における住宅再建等の復旧復興が、用地境界の確定作業により滞ることが無いよう、地籍調査の実施を推進する。

○企業・住民の移転の受け皿整備

高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域等において、立地優位性を活かした産業拠点の形成や地域資源を活用した6次産業化の育成、ゆとりのある暮らし空間の提

供などを通して、災害に強く美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを推進する。

<公共事業の担い手確保>

○公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、持続的な発展や新たな担い手確保を目指し、公共事業に従事する技術者等の確保に向けた技術力の向上・継承等に、様々な角度から取り組む。

<社会资本の長寿命化>

○適正な維持管理・更新による長寿命化

市民の安全・安心を確保するため、既存のインフラ資産について公共施設保全計画に基づき、適正な維持管理・更新に取り組むことにより、社会资本の長寿命化を推進する。

第4章 計画の推進

1 市の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靭化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。本市における地域防災計画等、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、市の総合計画と整合を図るために概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

また、それ以前においても、施策の進捗状況、国の国土強靭化基本計画や県国土強靭化地域計画等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。

3 具体的取組の推進

本計画に基づく具体的な取組については、市総合計画及び地域防災計画、地震・津波対策アクションプラン等の分野別計画に基づき、「第3章 国土強靭化の推進方針」に記載の各項目について計画的に推進するとともに、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図っていくものとする。

4 プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靭化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画はプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、14の重点化すべきプログラムを次のとおり選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

<重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態>

1－1	地震による建物等の倒壊や火災の発生による死傷者の発生
1－2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1－3	火山噴火による多数の死傷者の発生
1－4	大規模な土砂災害による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1－5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2－3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2－6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2－8	避難所が適切に運用できず避難所の安全確保ができない事態
2－9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3－1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5－3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
6－2	上水道等の長期間にわたる供給停止
9－1	経済圏域内の企業・住民の流出等による地域活力の低下

別紙1 プログラムごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－1 地震による建物等の倒壊や火災の発生による死傷者の発生

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・建物被害：全壊・焼失棟数 約2,700棟
(うち地震動 約1,400棟、火災 約1,200棟)
- ・人的被害：死者数 約20人（うち建物倒壊 約10人）

○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

住宅の倒壊や家具の転倒による住民の身体への直接的な危害は基より、火災の発生や沿道交通の麻痺により、発災後の二次的被害の拡大につながることから、早急な住宅耐震化が必要である。

本市では、住宅・建築物等の耐震化率は、県の値を上回っており一定の進捗は見られるが、耐震改修促進計画を策定（5年ごとに見直し）し、引き続き促進が必要である。また、耐震が難しい高齢者世帯に対しては、耐震シェルターや防災ベッド設置の促進が必要である。その他、空家等対策計画を策定し、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策が必要である。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	92.3%
特定建築物の耐震化の促進	特定建築物（381棟）の耐震化率	96.6%

○学校・保育施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化

学校、保育施設、社会福祉施設の耐震化は、建物の倒壊や天井の落下を防止し、児童・生徒・市民等の安全の確保、避難所の確保、発災後の応急対策や復旧における市全体の負担の軽減の観点からも極めて重要な取組の一つである。

本市では、小学校、中学校、保育園、幼稚園で耐震化が完了している。一方、公共施設保全計画に基づき、老朽化する公共施設の統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように保有する公共施設等を管理していくか検討する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化の推進	市立小学校（14校）の耐震化率	100%
保育園の園舎の耐震化の推進	市立保育園（6園）の耐震化率	100%
幼稚園の園舎の耐震化の推進	市立幼稚園（11園）の耐震化率	100%
社会教育施設の耐震化の推進	社会教育施設の耐震化率	100%

○家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進

地震による家具類の転倒での死傷者の発生を防ぎ、自らの命を守るため、家具の固定は重要である。現時点では、家具類を固定している市民の割合は 66.4%であることから、今後も普及啓発が求められる。また、感震ブレーカーの設置や非常持ち出し品の準備、ガラスの飛散防止対策など、さらなる家庭内対策を促進していく必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
家庭内の地震対策の促進	家具類を固定している市民の割合	66.4%

○道路沿いの落下物対策及びブロック塀の耐震化の促進

安全な避難地へ迅速な避難や救援物資等の円滑な輸送を行うため、緊急輸送路・避難路沿いの建築物等の落下物対策及びブロック塀の耐震化を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送路等沿い建築物等（199 棟）の落下物対策の実施率	50.2%
緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（44 箇所）の耐震化率	56.8%

○消防施設・設備の充実、地域の防災力の確保

大規模災害の発生に備え、地域の防災力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
地域の消防力の確保	消防団員の充足率（定員数 491 人）	80.7%

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<被害想定等>【風水害】

[狩野川・大場川・来光川流域浸水想定]

- ・浸水想定世帯数：20,466 世帯（概数）
- ・死傷者の発生
- ・建物・住宅地、農地等への浸水
- ・交通ネットワークの機能停止

○河川等の整備及び浸水地域対策

広域にわたり甚大な浸水被害が想定される国・県が管理する重要な河川において、河道拡幅や護岸改修などの予防型対策を着実に促進する。

市が管理する普通河川や都市下水路、調整池や雨水貯留施設等についても、浸水被害が想定される河川等を優先して、浚渫などの予防型対策を計画的に推進する。

また、近年浸水被害のあった河川や浸水常襲地域においては、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り実施する。さらに、被害を最小化する「減災」を図るよう、排水機場のほか、水位計、監視カメラや雨水貯留施設の設置、排水ポンプ車の配備や道路アンダーパスの冠水対策を併せて進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全や、水害版図上訓練の実施等のソフト対策を併せて進める等、河川を管理する国・県や関係機関とともに流域が一体となり、総合的な治水対策を実施する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
狩野川等流域における総合的治水対策事業（排水ポンプ車の配備）	配備率（2台）	—

○洪水ハザードマップ等の作成、水害版図上訓練の実施

水害による避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域における洪水や内水ハザードマップ等の作成・公表を進めるとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、継続的に地域の防災力の向上を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
狩野川等流域における総合的治水対策事業（洪水ハザードマップ等の作成・公表）	対象世帯への配布率	100%

○河川等監視システムの整備

近年の豪雨災害の特性や河川改修等の状況を踏まえ、浸水常襲箇所や河川の合流箇所に河川等監視システムの整備を進める必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
狩野川等流域における総合的治水対策事業（河川等監視システムの整備）	整備率（21 箇所）	—

○適切な避難行動の周知徹底

避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等一人ひとりが状況に応じた判断ができるよう周知徹底を図る必要がある。

また、要配慮者が利用する施設においては、近年の大規模災害を受けて、避難計画の策定及び訓練の実施が求められている。市は、要配慮者に対して適切な避難行動の周知を図るとともに、要配慮者利用施設に対して避難計画の策定及び訓練の実施を働きかける。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
要配慮者利用施設における避難計画の策定	要配慮者利用施設（26 施設）の策定率	96.2%

○農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的・社会的状況の変化によって機能低下した農業用排水施設等の整備・改善を進める必要がある。

1－3 火山噴火による多数の死傷者の発生

＜被害想定等＞【火山噴火】

- ・死傷者の発生
- ・建物、農地・森林等の埋没、焼失
- ・交通ネットワークの機能停止
- ・中長期にわたる立ち入り禁止

○防災訓練の実施、避難計画の検証と住民への周知

関係自治体及び関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める必要がある。

また、今後公表が予定されている、新たなハザードマップや広域避難計画と併せて、地域防災計画の見直し、ハザードマップの作成等、市民への周知について検討を行う必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
富士山の噴火に備えた被害想定の周知	富士山の噴火に備えた被害想定及び市民の行動の周知（富士山火山防災マップ作成）	100%

1－4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

<被害想定等>【土砂災害、地震】

- ・死傷者の発生
- ・建物の損壊、農地・森林の荒廃
- ・市内の土砂災害特別警戒区域等（R1年度末） 急傾斜地：95箇所 土石流：22箇所

○砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に人的被害が発生するおそれのある土砂災害に対して有効であることから、優先度を設け着実に進めていく必要がある。

ハード対策の実施を国・県へ働きかけ、確実な土砂災害防止施設の整備を促進する。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事を促進【県】		

○土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備

県による土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和元年度末で完了した。引き続き、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップなどを活用した区域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、県と連携してソフト対策を推進する。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
土砂災害ハザードマップの作成・公表	対象世帯への配布率	100%
土砂災害警戒区域等の指定【県】		

○山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、山・がけ崩れ危険箇所において山地災害防止施設による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

また、山・がけ崩れ危険箇所における土砂災害ハザードマップの配付による啓発、避難体制整備などのソフト対策を推進する。

○協働による森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、県と協力し森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

1－5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

<被害想定等>【地震、風水害、土砂災害】

- 死傷者の発生

○防災関連情報の伝達手段の多様化

住民への情報伝達手段として、これまでの同報無線屋外子局の維持・管理に加え、防災ラジオの配布、IP無線（防災関係機関）、各自主防災会へのデジタル簡易無線機等の貸与や全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、エリアメール・緊急速報メール、市民メール配信システム（みしまるホッとメール）など、多様化に努めているところである。また、SNSを積極的に活用し、避難情報などをパソコンやスマートフォンなどで確認できるよう、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。

さらに、同報無線のデジタル化への移行が必要となる中で、同報無線のあり方に関する調査検討を進めるとともに、市民が必要とする防災情報を一元化し、正確かつ迅速な情報発信を行うためのシステムの構築が必要である。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害時情報伝達の強化・促進（J-ALERT）	予知情報や噴火警報等 J-アラートによる情報を市民メールとして自動送信	100%
災害時情報伝達の強化・促進（防災ラジオ）	防災ラジオ購入者数販売数(24,000台)	77.9%
災害時情報伝達の強化・促進（市民メール）	市民メール登録者数（11,200人）	74.0%
災害時情報伝達の強化・促進（同報無線デジタル化）	同報無線のデジタル化の実施（調査、設計及び工事）	—

○防災意識の向上

地震や土砂災害等による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

そのため、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、体験学習や各種防災講座の開催、学校における実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。

また、家庭の避難計画作成の機運を醸成するとともに、地区防災計画の策定について、全市的に取組み、自助、共助力を高めていく必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
地域における防災人材の活用	自主防災組織リーダー研修会の受講団体数	91.0%
防災活動における市立小中学校、高校と地域の連携	「避難所運営会議」の開催市立小中学校、県立高校の割合	100%
男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）	女性が役員として参画している自主防災組織の割合	70.6%

○地域防災訓練の充実・強化

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練D I G、避難所運営ゲームH U G、自主防災組織災害対応訓練「イメージT E N」等の出前講座を実施し、防災訓練に活かすとともに、地域防災リーダーの活用、小・中学生の地域の防災活動への参画等を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	97.2%
地域防災訓練の充実・強化（小・中・高校生）	小中学生の地域防災訓練への参加率	35.0%

○外国人に対する危機管理対策

市内には多くの外国人が居住しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
多言語化・やさしい日本語による表示	避難所表示の多言語化・やさしい日本語化の実施率	100%

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・物資の不足：1～3日目の計 給水 317トン 食料0食
4～7日目の計 給水 5,246トン 食料0食
- ・上水道：97%断水（1週間後 52%断水）

○緊急物資備蓄の促進

市では、大規模地震災害等に備え、食料等の緊急物資の備蓄をするとともに、市民に対して7日以上の飲料水・食料の備蓄を呼びかけているが、現状では、不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

また、帰宅困難者の余震などによる二次災害等を防ぐため、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校においても、児童・生徒を保護者へ引渡しできず学校にとどまる場合に備え、飲料水・食料の備蓄を進める必要がある。

強制化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
市民の緊急物資備蓄の促進（水・食料）	7日以上の水・食料を備蓄している市民の割合	4.1%
緊急物資備蓄の促進（食料）	食料の備蓄量（124,029食以上）	97.0%
緊急物資備蓄の促進（飲料水）	飲料水の備蓄量（5,760本以上）	100%
給水車の導入	給水車の購入（1台）	—

○救援物資受入れ体制の整備

災害時受援計画に基づく救援物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

○上水道施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぎ、上水道の機能確保を図るため、配水池や管路等の水道施設の耐震化を進める必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
配水池など施設の耐震化事業	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数（18 箇所）	44.4%
管路の耐震化事業	耐震化を実施する管路の総延長（412.2km）	21.9%
配水池の緊急遮断装置の整備	耐震化を実施した配水池への緊急遮断装置の設置数（8 箇所）	100%
災害時拠点給水施設における防災倉庫の整備	防災倉庫の建設（1 棟）	—
災害時拠点給水施設における非常用電源の整備	非常用電源の整備（1 箇所）	—

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

＜被害想定等＞【地震、土砂災害】

- ・遠方集落：小沢、元山中、山中、台崎、阿部野

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し、促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害時の迂回路となる農道の改良	迂回路となり得る農道の改良率 (2.6km)	88.0%
避難路指定農道上の橋梁の落橋防止	避難路指定農道上の橋梁(観音橋、小沢大橋等) の落橋防止工事の実施	—

○孤立地域における通信手段の確保

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
孤立地域対策の促進(通信手段の確保)	遠方集落(5集落)における通信手段(防災行政無線)の確保	100%

2－3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・自力脱出困難者（建物倒壊等）：約70人

○自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察のほか、相互応援協定を締結している県内外の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

○地域の防災力の充実・強化

超広域災害では、救急活動等の不足や広域支援の遅れが生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、消防団と自主防災会の合同訓練を促進するほか、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

強靱化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
消防団用防災資機材の整備	消防団用防災資機材の整備率	75.0%
三島市防災指導員の育成・活用	三島市防災指導員（20人）の育成	80.0%

○消防等の防災拠点となる公共施設の機能強化

防災拠点となる公共施設の耐震化、機能強化を図る必要がある。

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・電力：89%停電（復旧4日程度）
- ・上水道：97%断水（1週間後52%断水）

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

大規模災害によって電力供給が停止した場合に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進し、電力供給停止時であっても病院機能が適切に維持されるようにする必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害医療本部における非常用電源の整備	保健センターにおける非常用発電機稼働時間72時間の整備率	50.0%

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
I P 無線機の防災関係機関への整備	医療機関、ライフライン機関への I P 無線の整備・適正な維持管理	100%
ライフライン事業者との連携強化	ライフライン事業者との災害時の対応協議又は合同訓練実施(年1回以上)	100%

2－5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

＜被害想定等＞【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・帰宅困難者（観光・出張客）：約5,500人

○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のブランドチャイズチェーンと県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制の整備に協力する必要がある。

2－6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・医療対応不足数：入院約100人、外来0人
- ・救急搬送充足率：35%
- ・日常受療困難者：入院約50人、外来約800人

○医療救護体制の整備

本市では、三島市医療救護計画に基づき、震度6弱以上の規模の地震が発生した場合などにおいて、三島市立保健センター内に医療救護対策本部が設置され、市内の医療救護所や救護病院等と連携する体制が整っていることから、今後もこれを維持していく。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
市医療救護計画の改定	市医療救護計画の改定	100%

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

○救護所資機材の確保

適切な救護が可能となるよう救護所資機材を確保する。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害時医療救護体制の整備(医療資機材の備蓄)	救護所(4箇所)、救護病院(13病院)等への医療資機材の更新	100%

2－7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

＜被害想定等＞【地震、風水害】

- ・インフルエンザや新型ウイルスの集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎の蔓延、食中毒などが発生する可能性がある。

○下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
下水道施設（管路）の耐震化等	下水道管渠の耐震の割合（346.727km）	48.6%

○指定避難所における衛生対策

各指定避難所に備蓄している仮設トイレは老朽化が進んでいることから、更新に合わせ洋式化・車椅子対応化を推進する。替え用のトイレ袋を整備する必要がある。

また、感染症対策に必要なマスク、アルコール消毒液などの避難所用衛生用品を整備するとともに、飛沫による感染症の拡大防止を図るため、パーテーションを整備する必要がある。

下水道施設（管路）の耐震化等にあわせ、マンホールトイレの整備の促進を図る必要がある。

さらに、感染症対策を踏まえた避難所開設について、避難所開設訓練や避難所運営会議を通じて周知を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
避難所等の機能充実（マンホールトイレ設置）	マンホールトイレを設置した避難所数（24避難所）	25.0%

○平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

また、個人用防災グッズの中に、マスク・アルコール消毒液・ウェットティッシュ等を常備するよう呼びかけるなど、感染予防対策の周知を図る必要がある。

2－8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態

＜被害想定等＞【地震、風水害、火山噴火等】

〔第4次地震被害想定〕

- ・指定避難所避難者数：約8,200人

○避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化とともに、避難所の天井脱落防止、非常用電源の確保を推進する必要がある。

また、避難所等の機能充実のため、太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用、熱中症や感染症対策のための空調設備や高機能換気扇等の設置、照明のLED化による非常用電源の稼働時間の延長について検討する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
避難所の落下物対策の実施	避難所(21施設、校舎・体育館・柔剣道場109棟)の落下物対策の実施	95.4%
応急危険度判定の実施体制の強化	応急危険度判定士の登録者数(240人以上)	79.2%
避難所等の機能充実（電源確保）	太陽光発電等による発電機能の整備された避難所数（目標10校）	70.0%

○避難所運営体制構築の促進、訓練充実

避難所運営会議を継続的に行い、事前に体制構築の協議を進めるとともに避難所運営訓練の充実を図り、避難所運営を円滑に行える体制づくりをする必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
防災活動における市立小中学校、高校と地域の連携	「避難所運営会議」の開催市立小中学校数(21校)、県立高校(2校)	100%
避難所単位の訓練実施	避難所単位の防災訓練の実施率(全23避難所)	100%
避難所運営支援体制の充実・強化	避難所運営基本マニュアルを作成・更新した避難所数(全23避難所)の割合	100%

○福祉避難所の促進

本市では、大規模災害時における、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮が必要な市民の避難所として、社会福祉施設や保育園等の協力を得て福祉避難所の指定及び協定の締結を行うとともに、福祉避難所マニュアルを策定している。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
福祉避難所設置の促進	福祉避難所運営マニュアルを周知した高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦用の福祉避難所の割合（全 28 施設）	100%
福祉避難所における資機材の整備	福祉避難所における防災資機材を支援した民間施設数	81. 0%

○避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図る必要がある。

また、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
避難所レイアウトの作成・更新	災害時の避難所のレイアウトの作成・周知（全 23 避難所）	100%
ボランティアコーディネーターの確保	活動可能なボランティアコーディネーターの確保（100 人）	26. 0%
災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアによる対応訓練の実施（2 回以上/年）	50. 0%

○動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、同行避難への対応等動物救護体制の整備を図る必要がある。

2－9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・東名・新東名高速道路：大きな施設被害は発生しない 一般車両誘導、放置車両排除に1日程度要する
- ・国道1号：一部区間で橋梁損傷、山間部では山・崖崩れのため軽微な被害 復旧に数週間要する
- ・その他道路：一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により普通 復旧に数週間要する

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や避難路等の道路整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線等の街路整備、橋梁やトンネル、道路構造物（ボックスカルバートや横断歩道橋等）の補修や耐震対策、道路法面、斜面・盛土の防災対策や適正な維持管理、南町文教線及び小山三軒家線等緊急輸送路の無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送路等沿い建築物等（199棟）の落下物対策の実施率	50.2%
緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（44箇所）の耐震化率	56.8%
緊急輸送路を跨ぐ橋梁の落橋防止	緊急輸送路を跨ぐ農道の橋梁（三ツ谷第2跨道橋）の落橋防止工事の実施	一
緊急輸送路上の橋梁の落橋防止	緊急輸送路上の橋梁（神川橋、五十路大橋）の落橋防止工事の実施	50.0%

○跨線橋の耐震化

鉄道による緊急時の広域輸送機能を確保するため、跨線橋の耐震対策を推進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
JR東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良（再掲）

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し、促進する必要がある。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<被害想定等>【地震】

[その他想定]

- ・市町庁舎等災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある。
- ・幹部職員が死傷し指揮機能が失われる可能性がある。

○市の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

本市の防災拠点である総合防災センターについては、耐震性に対する安全性の確保がされており、洪水の浸水区域内ではなく、災害対策本部としての必要な設備機器が集中整備されている。そのため、今後も引き続き防災拠点としての機能の維持・向上のため、非常用発電機の更新、太陽光発電システム等の自然エネルギーの導入について検討する必要がある。

また、庁舎本館、中央町別館は、建築から60余年が経過し、施設が老朽化しているため、修繕等により建物の安全性を確保するとともに、新庁舎の建設の検討を進める必要がある。

さらに、公共施設における情報取得が容易となるよう、Wi-Fi環境（公衆無線LAN）の整備に努める必要がある。

○市の業務継続に必要な体制整備

市の危機管理体制においては、首長不在時の明確な代行順位を定めており、緊急事態においても迅速な意思決定ができる体制としている。

市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
業務継続計画の見直し	計画の見直し率（1回/年）	100%

○各種実践的訓練・研修の実施

全職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練や研修を行うことにより、災害対応業務の習熟を図る必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達がで
きず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- 電力：89%停電（復旧4日程度）

○指定避難所等の防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ふじのくに防災情報共有システムの運用

災害時における県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」による訓練を実施する必要がある。

○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害時情報伝達の強化・促進（同報無線デジタル化）（再掲）	同報無線のデジタル化の実施（調査、設計及び工事）	—

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<被害想定等> 【地震】

[その他想定]

- ・テレビ、電話、パソコン等の破損、建物被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する。

○災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、同報無線設備等のデジタル化や避難所運営本部と自主防災本部とをつなぐデジタル簡易無線の整備のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
簡易無線機の避難所、関係機関への整備	簡易無線機の整備数（255台）	100%
災害時情報伝達の強化・促進（同報無線デジタル化）（再掲）	同報無線のデジタル化の実施（調査、設計及び工事）	—
災害情報提供体制の強化	市民メール、コミュニティFM、テレビ（コモンズ）による情報提供の体制の構築	100%

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路・鉄道等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する。（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
事業所等の事業継続計画（BCP）の促進	事業所の事業継続計画（BCP）策定率 (H24商工会議所会員 2,647事業所)	—

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路・鉄道等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する。（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化（再掲）

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5－3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

＜被害想定等＞【地震、風水害、火山噴火等】

〔第4次地震被害想定〕

地震

（道路）

- ・一部道路・区間で通行に支障が生じる

（鉄道）

- ・新幹線：大きな被害はないが一部運行停止
- ・在来線：運行に支障が生じる

（ヘリポート）

- ・輸送機能に支障が生じる可能性がある

火山噴火

- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

○広域幹線道路等の防災機能強化

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、東名・新東名高速道路、東駿河湾環状道路の広域幹線道路の防災機能強化を促進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策（再掲）

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や避難路等の道路整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線等の街路整備、橋梁やトンネル、道路構造物（ボックスカルバートや横断歩道橋等）の補修や耐震対策、道路法面、斜面・盛土の防災対策や適正な維持管理、南町文教線及び小山三軒家線等緊急輸送路の無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

○跨線橋の耐震化（再掲）

鉄道による緊急時の広域輸送機能を確保するため、跨線橋の耐震対策を推進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良（再掲）

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し、促進する必要がある。

○道路啓開体制の整備（再掲）

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ヘリポートの活用に関する検証（再掲）

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化（再掲）

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5－4 食料等の安定供給の停滞

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる。

○食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進

農林水産業に係る食料の生産・流通等の多様化に向けたソフト対策の適切な促進を図っていく必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・電力：89%停電（復旧4日程度）
- ・都市ガス：供給停止なし
- ・L P ガス：7%機能支障

○再生可能エネルギー等の導入促進

長期間にわたる電力の供給停止時にも、家庭や事業所における電力を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための施設整備を促進するとともに、地域に存在する活用可能なエネルギーを利活用できる体制の構築を検討する必要がある。

また、道路照明等のLED化を促進する必要がある。

○分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、中小水力、天然ガスコーチェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムや蓄電システム等を活用したエネルギーのネットワーク化を防災拠点を中心に推進する必要がある。その際、災害時に確保しなければならない電力需要量に基づき、システムを構築する必要がある。

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化（再掲）

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

6－2 上水道の長期間にわたる供給停止

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・上水道：97%断水（1週間後 52%断水）

○上水道施設等の耐震化（再掲）

水供給の長期停止を防ぎ、上水道の機能確保を図るために、配水池や管路等の水道施設の耐震化を進める必要がある。

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

避難所生活者 3日分の飲料水及び非常用給水袋の確保や配水施設への非常用電源の整備を進め、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害時拠点給水施設における非常用電源の整備	非常用電源の整備（1箇所）	—
給水車の導入	給水車の購入（1台）	—

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・下水道：3%機能支障（復旧 1週間程度）

○下水道施設の耐震化等（再掲）

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

○下水道BCPの策定推進

大規模地震等により下水道施設等が被災した場合でも、可能な限り速やかに、下水道が果たすべき機能を維持、回復させるため、下水道BCPを策定する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
下水道BCPの策定	策定期	100%

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

<被害想定等>【地震】

〔第4次地震被害想定〕

(道路)

- ・一部道路・区間で通行に支障が生じる

○広域幹線道路等の防災機能強化（再掲）

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、東名・新東名高速道路、東駿河湾環状道路の広域幹線道路の防災機能強化を促進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策（再掲）

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や避難路等の道路整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線等の街路整備、橋梁やトンネル、道路構造物（ボックスカルバートや横断歩道橋等）の補修や耐震対策、道路法面、斜面・盛土の防災対策や適正な維持管理、南町文教線及び小山三軒家線等緊急輸送路の無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

○跨線橋の耐震化（再掲）

鉄道による緊急時の広域輸送機能を確保するため、跨線橋の耐震対策を推進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良（再掲）

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し、促進する必要がある。

○道路啓開体制の整備（再掲）

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ヘリポートの活用に関する検証（再掲）

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化（再掲）

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6－5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

<被害想定等>【地震、風水害、火山噴火等】

[第4次地震被害想定]

- ・全壊家屋からの入居必要戸数→応急仮設住宅へ

建設型応急住宅 415戸

賃貸型応急住宅 575戸

公営住宅一時入居 245戸

○建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の用地を把握・確保するとともに、賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
被災者の住宅の確保（建設型応急住宅）	建設型応急住宅の確保	100%
被災者の住宅の確保（賃貸型応急住宅）	賃貸型応急住宅の確保	8.5%

6－6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・避難所生活からくる疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生。精神的ダメージを受け、P T S Dの症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する。

○災害ボランティアの円滑な受入れ

また、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
ボランティアコーディネーターの確保	活動可能なボランティアコーディネーターの確保（100人）	26.0%
災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアによる対応訓練の実施（2回以上/年）	50.0%

○被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を促進するため、マニュアルの策定や健康支援体制の構築を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
被災者のメンタルヘルスケアの促進	被災者のメンタルヘルスケアの対応マニュアルの策定	－

○遺体措置に関する適切な対応

遺体措置に関して、円滑かつ適切な対応を行うため、遺体措置計画の見直しや遺体措置訓練の実施、広域火葬体制の整備を図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
遺体措置のための適切な計画・体制づくりの促進	警察・医師会・歯科医師会等と連携した遺体措置計画の見直し	100%
遺体措置訓練の実施	遺体措置訓練の実施（1回以上/年）	100%
広域火葬共同運用体制による訓練の促進	広域火葬共同運用体制による訓練への参加	100%

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

<被害想定等> 【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・建物被害：全壊・焼失棟数 約2,700棟（うち火災 約1,200棟）
- ・人的被害：死者数 約20人（うち火災 5人未満）

○地域の防災力の充実・強化（再掲）

超広域災害では、救急活動等の不足や広域支援の遅れが生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、消防団と自主防災会の合同訓練を促進するほか、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○消防施設・設備の充実、地域の防災力の確保（再掲）

大規模災害の発生に備え、地域の防災力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

7－2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的被害及び交通麻痺

<被害想定等>【地震】

〔第4次地震被害想定〕

(道路)

- ・一部道路・区間で通行に支障が生じる

○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策（再掲）

住宅の倒壊や家具の転倒による住民の身体への直接的な危害は基より、火災の発生や沿道交通の麻痺により、発災後の二次的被害の拡大につながることから、早急な住宅耐震化が必要である。

本市では、住宅・建築物等の耐震化率は、県の値を上回っており一定の進捗は見られるが、耐震改修促進計画を策定（5年ごとに見直し）し、引き続き促進が必要である。また、耐震が難しい高齢者世帯に対しては、耐震シェルターや防災ベッド設置の促進が必要である。その他、空家等対策計画を策定し、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策が必要である。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策（再掲）

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や避難路等の道路整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線等の街路整備、橋梁やトンネル、道路構造物（ボックスカルバートや横断歩道橋等）の補修や耐震対策、道路法面、斜面・盛土の防災対策や適正な維持管理、南町文教線及び小山三軒家線等緊急輸送路の無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

○道路啓開体制の整備（再掲）

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化（再掲）

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

7－3 農業用水利施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

＜被害想定等＞【地震、風水害、土砂災害】

- ・死傷者の発生
- ・建物の損壊、農地・森林の荒廃

○農業用水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業用水利施設等の整備・補強を進める必要がある。

7－4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

＜被害想定等＞【地震、風水害、土砂災害】

- ・死傷者の発生
- ・建物の損壊、農地・森林の荒廃

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

○協働による森林の多面的機能の向上（再掲）

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、県と協力し森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

7－5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

＜被害想定等＞【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・被害が比較的軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる。

○観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・災害廃棄物：約 50,000 トン 約 43,000 立米

○災害廃棄物の処理体制の見直し

災害廃棄物処理計画は策定済であるが、国の指針、県の災害廃棄物処理計画、地域防災計画、被害想定等が見直された場合や、災害を想定した訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合等、状況の変化に合わせて計画の見直しを図る必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
災害廃棄物の処理体制の見直し	災害廃棄物処理計画の策定	100%
震災時の災害廃棄物仮置場等の候補地の確保	震災時の災害廃棄物仮置場等の候補地の確保（必要面積 36,682 m ² ）	100%

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、持続的な発展や新たな担い手確保を目指し、公共事業に従事する技術者等の確保に向けた技術力の向上・継承等に様々な角度から取り組む必要がある。

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜被害想定等＞【地震】

〔第4次地震被害想定〕

- ・人口流出が顕著となり、復興が困難となる地域が発生する可能性がある。

○地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
地域における防災人材の活用（再掲）	自主防災組織リーダー研修会の受講団体数	91.0%
地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）（再掲）	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	97.2%
地域防災訓練の充実・強化（小・中・高校生）（再掲）	小中学生の地域防災訓練への参加率	35.0%

8－4 高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等>【地震、火山噴火】

[第4次地震被害想定]

(道路)

- ・一部道路・区間で通行に支障が生じる

(鉄道)

- ・新幹線：大きな被害はないが一部運行停止

- ・在来線：運行に支障が生じる

○広域幹線道路等の防災機能強化（再掲）

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、東名・新東名高速道路、東駿河湾環状道路の広域幹線道路の防災機能強化を促進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策（再掲）

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や避難路等の道路整備（道路拡幅、歩道設置、自転車通行空間の整備等）、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線等の街路整備、橋梁やトンネル、道路構造物（ボックスカルバートや横断歩道橋等）の補修や耐震対策、道路法面、斜面・盛土の防災対策や適正な維持管理、南町文教線及び小山三軒家線等緊急輸送路の無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

○跨線橋の耐震化（再掲）

鉄道による緊急時の広域輸送機能を確保するため、跨線橋の耐震対策を推進する必要がある。

○道路啓開体制の整備（再掲）

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化（再掲）

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

被災地の円滑な復旧・復興を進めるためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を実施しておくことが重要となるが、本市における地籍調査の進捗率は43%にとどまっており、更なる進捗を図る必要がある。

8－5 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・災害公営住宅等の需要は1,285戸
- ・事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用の継続に支障をきたす。

○震災復興のための都市計画行動計画策定の促進

被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため、「震災復興のための都市計画行動計画」の策定を促進する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	震災復興都市計画行動計画の策定	75.0%
震災復興のための震災復興まちづくり計画策定の促進	震災復興まちづくり計画の策定	—

○恒久住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うため、支援制度を前提とした体制の構築に努める必要がある。

災害公営住宅等の供給を行うため、復旧・復興段階を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるよう、あらかじめ検討しておく必要がある。

また、応急仮設住宅等の需要予測からも、平常時に既存市営住宅ストックを整備し、入居率を高めることで、需要の減少に取り組む必要があることから、市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の整備を推進していく。

○雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

8－6 住家被害認定調査や罹災証明書発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態

<被害想定等>【地震、風水害】

[その他想定]

- ・職員数の不足や生活再建支援の遅延により、地域社会、経済の回復に支障をきたす。

○住家被害認定調査実施マニュアル及び罹災証明書発行事務マニュアルの整備

住宅等の被害調査は、複数の班体制で行うこととなるため、各調査職員が統一した調査方法で、公平・公正な目線で調査できるよう、実施マニュアルを整備する必要がある。

また、罹災証明書を発災から短期間で発行するため、事務マニュアルの整備も併せて行い、調査から罹災証明書発行までの一連の流れを実地研修等により習得する必要がある。

今後は、タブレット端末を用いて住家被害認定調査アプリケーション（システム）により被害認定調査を迅速に行うことで、業務の効率化を図っていく。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
住家被害認定調査実施マニュアル及び罹災証明書発行事務マニュアルの整備	住家被害認定調査実施マニュアル、罹災証明書発行事務マニュアル及び手順書の作成	50.0%
住家被害認定調査研修及び罹災証明書交付訓練の推進	住家被害認定調査の実地研修及び罹災証明書発行訓練の実施	—
住家被害認定調査の迅速化の推進	住家被害認定調査アプリケーション（システム）の構築	—

○被災者生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、被災者支援統合システムの運用により罹災証明書を効率的に短期間で発行する必要がある。

強靭化に関する取組	具体的指標	R1 進捗率
被災者生活再建支援体制の推進	被災者生活再建支援システムの導入	100%

8－7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

<被害想定等>【地震】

[第4次地震被害想定]

- ・被災可能性のある重要文化財及び登録博物館数：21件

○有形文化財の防災対策

建造物などの有形文化財の被害防止・軽減を図るため、建造物の耐震化、防火対策や美術・工芸品などの有形文化財の転倒防止などの防災対策を図る必要がある。

○無形文化財の継承対策

民俗芸能などの無形文化財について、担い手の被災や地域コミュニティの縮小、崩壊により休止した場合、それを再開するために記録を作成する必要がある。

○被災文化財の情報収集体制の構築

災害発生時に被災文化財を迅速に救済するため、被害情報を早期に収集する体制を構築する必要がある。

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 経済圏域内の企業・住民の流出等による地域活力の低下

<被害想定等>

[その他想定]

- ・経済圏域内の企業や住民の流出等により地域活力が低下する。

○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

震災の影響により、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に対し、ハード・ソフト事業からなる多重防衛の防災・減災対策に取り組み、復旧・復興段階をも見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

○企業・住民の移転の受け皿整備

高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域等において、立地優位性を活かした産業拠点の形成や地域資源を活用した6次産業化の育成、ゆとりのある暮らし空間の提供などを通して、災害に強く、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを推進する必要がある。

別紙2 プログラム推進のための主要な取組

14の重点プログラムを含む国土強靭化プログラムを推進するため、三島市地震対策アクションプログラム2013等により実施している取組を掲載。今後、本計画の推進方針に基づく必要な取組の追加、事業の進捗状況に応じた修正等を行いながら、計画的に推進する。

AP：三島市地震対策アクションプログラム2013

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－1 地震による建物等の倒壊や火災の発生による死傷者の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	92.3% (41,173)	95%	～R7年度	建築住宅課 AP1
2	家庭内の地震対策の促進	家具類を固定（家庭内的一部を含む）している市民の割合	66.4%	100%	～R4年度	危機管理課 AP2
3	家庭内の電気火災対策の促進	感震ブレーカー設置事業費補助金の交付件数（R1より累計400件）	20.0%	100%	～R4年度	危機管理課 AP4
4	市有公共建築物の耐震化計画の管理・公表	耐震性が不足する市有公共建築物の耐震化計画の進捗管理及び公表	100%	100%	～R4年度（維持）	建築住宅課 危機管理課 AP5
5	市有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を除く）の耐震化	市有公共建築物（小中学校を除く。）の耐震化率	98.7% (147棟)	100%	～R4年度	建築住宅課 危機管理課 AP6
6	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化率	96.6% (368棟)	—	～R7年度	建築住宅課 AP7
7	市有施設のブロック塀等の安全確保	安全性を確保できていないブロック塀等への対策が完了した施設数の率	78.6%	100%	～R4年度	危機管理課 AP8
8	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送道路・避難路沿い建築物等（199棟）の落下物対策の実施率	50.2% (100棟)	50%	～R4年度	建築住宅課 AP13
9	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送道路沿いの危険なブロック塀（44箇所）の耐震化率	56.8% (25箇所)	90%	～R4年度	建築住宅課 AP14
10	地域の消防力の確保	消防団員の定員数（491人）の充足率	80.7% (396人)	100%	～R4年度	危機管理課 AP37
11	消火栓の整備	消火栓の新設及び更新（年1基以上）	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP43
12	自主防災組織の助成（防災資機材補助金）	防災資機材等整備の補助金交付申請をした自主防災組織に対する交付した団体の割合	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP60
13	防災資機材・備蓄品の充実	コミュニティ防災センター・防災倉庫の資機材の整備率	76.0%	100%	～R4年度	危機管理課 AP89

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	狩野川等流域における総合的治水対策事業（排水ポンプ車の配備）	配備率（2台）	—	100%	R1年度～	土木課
2	狩野川等流域における総合的治水対策事業（排水ポンプ車保管施設等の整備）	整備率	—	100%	R2年度～	土木課
3	狩野川等流域における総合的治水対策事業（洪水ハザードマップの作成・公表）	対象世帯への配布率	100%	100%	継続実施	土木課 危機管理課
4	狩野川等流域における総合的治水対策事業（内水ハザードマップの作成・公表）	対象世帯への配布率	—	100%	H23（限定地域）作成、R4以降改訂予定	下水道課
5	狩野川等流域における総合的治水対策事業（河川等監視システムの整備）	整備率（21箇所）	—	100%	R2年度～	土木課 危機管理課
6	狩野川等流域における総合的治水対策事業（マイ・タイムラインの作成・周知）	洪水避難に関するワークショップの開催、マイ・タイムラインの作成	—	100%	R2年度～	危機管理課
7	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進	要配慮者利用施設（26施設）の策定率	96.2%	100%	継続実施	危機管理課

8	普通河川改良延長	改良された普通河川の延長（累計）	32,026m	32,866m	～R7年度	土木課
9	雨水施設（都市下水路施設含む）の改築更新及び治水対策等	都市下水路6,291m、雨水ポンプ場2ヶ所、雨水ポンプ施設1箇所の長寿命化・耐水及び治水対策	—	100%	R3年度～	生活排水対策室
10	農業用排水施設等の整備・補強	松毛川排水機場更新整備進捗率	0.9%	100%	～R5年度	農政課

1－3 火山噴火による多数の死傷者の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	富士山の噴火に備えた被害想定の周知	富士山の噴火に備えた被害想定及び市民の行動の周知（富士山火山防災マップ作成）	100%	100%	継続実施	危機管理課AP83

1－4 大規模な土砂災害による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	土砂災害ハザードマップの作成・公表	対象世帯への配布率	100%	100%	随時拡大	土木課

1－5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	災害時情報伝達の強化・促進（J-ALERT）	予知情報や噴火警報等J-アラートによる情報を市民メールとして自動送信	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP50
2	災害時情報伝達の強化・促進（同報無線）	同報無線子局の設置数	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP51
3	災害時情報伝達の強化・促進（同報無線デジタル化）	同報無線デジタル化の実施（調査、設計及び工事）	—	100%	R3年度～	危機管理課AP52
4	災害時情報伝達の強化・促進（FUJISAN）	衛星回線（モバイル回線）による県等との情報伝達手段の確保	100%	100%	～H25年度（維持）	危機管理課AP53
5	災害時情報伝達の強化・促進（防災ラジオ）	防災ラジオの購入者数（24,000台）	77.9% (18,696台)	100%	～R4年度	危機管理課AP54
6	災害時情報伝達の強化・促進（市民メール）	市民メールの登録者数（11,200人）	74.0% (8,291人)	100%	～R4年度	危機管理課AP56
7	災害情報提供体制の強化	市民メール、コミュニティFM、テレビ（コモンズ）による情報提供の体制の構築	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP55
8	地域における防災人材の活用	自主防災組織リーダー研修会の受講団体数	91.0% (131団体)	100%	～R4年度	危機管理課AP57
9	地震防災に関する基礎的情報の整備発信	市ホームページ「地震・防災情報」による防災情報の提供	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP62
10	公立学校の防災体制の強化・推進	災害時応急対応の教職員行動マニュアルを作成した市立小中学校数（21校）	100%	100%	～H27年度（維持）	学校教育課AP63
11	防災活動における市立小中学校、高校と地域の連携	「避難所運営会議」の開催市立小中学校数（21校）、県立高校（2校）	100%	100%	～R4年度（維持）	学校教育課 危機管理課AP64
12	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）	女性が役員として参画している自主防災組織の割合	70.6%	100%	～R4年度	危機管理課AP65
13	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座）	男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催（500回以上）	79.0% (397回)	100%	～R4年度	危機管理課AP66
14	市民防災講座、図上訓練の実施	自主防災組織・市民団体等における防災講座、灾害図上訓練、地震体験車の参加者数（40,000人以上）	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP67
15	地震防災マップの見直し	第4次地震被害想定を反映した地震防災マップの更新	100%	100%	～R4年度（維持）	建築住宅課AP68
16	防災マップの見直し	自主防災本部・一次避難地・避難経路等を記載した防災マップ（全14枚）の更新	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP69
17	防災マニュアルの作成	日頃からの防災対策等をまとめた防災マニュアルの作成	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課AP70

18	地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	97.2% (140組)	100%	～R4年度	危機管理課 AP71
19	地域防災訓練の充実・強化（小・中・高校生）	小中学生の地域防災訓練への参加率	35.0%	80%以上	～R4年度	学校教育課 危機管理課 AP72
20	多言語化・やさしい日本語による表示	避難所表示の多言語化・やさしい日本語化の実施（市内ポスト121箇所・防災マップ）	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP79
21	地震・洪水防災に関する情報提供	地震、洪水等防災に関する図書、パンフレット等資料収集提供 各種ハザードマップ等地域の防災情報の収集、保存、情報提供	100%	100%	継続実施	図書館

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	市民の緊急物資備蓄の促進（水・食料）	7日以上の水・食料を備蓄している市民の割合	4.1%	100%	～R4年度	危機管理課 AP100
2	緊急物資備蓄の促進（非常食を持ち出せなかつた避難者の食料）	食料の備蓄量(124,029食以上)	97.0% (119,766食)	100%	～R5年度	危機管理課 AP101
3	緊急物資備蓄の促進（備蓄用飲料水）	備蓄用飲料水(5,760本以上)	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP102
4	救援物資集積所の機能強化	市民体育館競技場への冷房設備の設置	—	100%	～R5年度	スポーツ推進課
5	広域受援体制の強化	第4次地震被害想定を踏まえた県広域受援計画の府内関係各課への周知	100%	100%	継続実施	危機管理課 AP44
6	市単独相互応援協定自治体との連携強化	自治体間の相互応援協定との災害時の連携方策の構築(4市)	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP47
7	配水池など施設の耐震化事業	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数(18箇所)	44.4% (8箇所)	50%	～R4年度	水道課 AP10
8	管路の耐震化事業	耐震化を実施する管路の総延長(412.2km)	21.9%	6km/年	～R4年度	水道課
9	配水池の緊急遮断装置の整備	耐震化を実施した配水池への緊急遮断装置の設置数(8箇所)	100% (8箇所)	100%	～R4年度	水道課 AP11
10	災害時拠点給水施設における防災倉庫の整備	防災倉庫の建設(1棟)	—	100%	～R4年度	水道課 AP21
11	災害時拠点給水施設における非常用電源の整備	非常用電源の整備(1箇所)	—	100%	～R4年度	水道課 AP22
12	給水車の導入	給水車の購入(1台)	—	100%	～R4年度	水道課 AP82

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	災害時の迂回路となる農道の改良	迂回路となり得る農道の改良率(2.6km)	88.0%	100%	～R4年度	農政課 AP15
2	避難路指定農道上の橋梁の落橋防止	避難路指定農道上の橋梁（観音橋、小沢大橋等）の落橋防止工事の実施	—	100%	～R4年度	農政課 AP17
3	孤立地域対策の促進（通信手段の確保）	遠方集落(5集落)における通信手段（防災行政無線）の確保	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP26

2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	消防ポンプ自動車（消防団）の更新	消防ポンプ自動車（19台）の更新	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP33
2	消防団用防災資機材の整備	消防団用防災資機材の整備率（非常備消防資器材整備計画に基づく。）	75.0%	75%	～R4年度	危機管理課 AP41

3	消防団員の準中型自動車運転免許取得の促進	準中型免許取得人数（20人以上）	—	100%	～R4年度	危機管理課 AP42
4	防災関係機関との連携強化	自衛隊、警察、消防との災害時の連携方策の検討会議の開催(年1回以上)	100%	100%	R4年度 (維持)	危機管理課 AP46
5	三島市防災指導員の育成・活用	三島市防災指導員(20人)の育成	80.0% (16人)	100%	～R4年度	危機管理課 AP59

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	災害医療本部における非常用電源の整備	保健センターにおける非常用発電機稼働時間72時間の整備率	50.0%	100%	～R2年度	健康づくり課 AP20
2	IP無線機の防災関係機関への整備	救護医院(15病院)、救護病院(3病院)、関係機関へのIP無線の整備・適正な維持管理	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP30
3	ライフライン事業者との連携強化	ライフライン事業者（電気、ガス、電話）との災害時の対応協議又は合同訓練実施(年1回以上)	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP81

2－6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	市医療救護計画の改定	市医療救護計画の改定	100%	100%	～R4年度 (維持)	健康づくり課 AP48
2	災害時医療救護体制の整備（医療資機材の備蓄）	救護所(4箇所)、救護医院(13病院)等への医療資機材の更新	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP49

2－7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	下水道施設（管路）の耐震化等	下水道管渠の耐震の割合	48.6%	346.7 27km	～R4年度	下水道課
2	避難所等の機能充実（マンホールトイレ設置）	マンホールトイレを設置した避難所数(24避難所) (6避難所)	25.0%	100%	～R4年度	下水道課 AP92
3	下水処理施設の耐震化等	処理場1箇所、中継ポンプ場3箇所	—	100%	H15年度～	下水道課
4	下水道施設（管路）の改築更新等	ストックマネジメント計画等に基づく改築更新事業	—	100%	R4～R8年度 予定	下水道課
5	下水処理施設の改築更新等	処理場1箇所、中継ポンプ場3箇所 ストックマネジメント計画等に基づく改築更新事業	—	100%	～R4年度	下水道課
6	下水処理施設の耐水化等	処理場1箇所 中継ポンプ場3箇所	—	100%	R4年度以降	下水道課
7	し尿処理施設の改築更新等	長寿命化及び耐震化事業の実施	—	100%	H30年度～	生活排水対策室

2－8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	避難所の落下物対策の実施	避難所(21施設、校舎・体育館・柔剣道場109棟)の落下物対策の実施	95.4% (104棟)	100%	～R3年度	教育総務課 AP84
2	応急危険度判定の実施体制の強化	応急危険度判定士の登録者数(240人以上)	79.2% (190人)	100%	～R4年度	建築住宅課 AP85
3	避難所等の機能充実（電源確保）	太陽光発電等による発電機能の整備された避難所数（目標10校）	70.0% (7校設置)	100%	～R4年度	教育総務課 AP91
4	避難所単位の訓練実施	避難所単位の防災訓練の実施率(全23避難所)	100% (23避難所)	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP73

5	避難所運営支援体制の充実・強化	避難所運営基本マニュアルを作成・更新した避難所数(全23避難所)の割合	100% (23避難所)	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP87
6	避難所等の防災倉庫の整備・更新	避難所等(27箇所)における防災倉庫の整備・更新	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP90
7	福祉避難所設置の促進	福祉避難所運営マニュアルを周知した高齢者用の福祉避難所の割合(11施設)	100%	100%	～H27年度 (維持)	介護保険課 福祉総務課 AP95
		福祉避難所運営マニュアルを周知した妊産婦・乳幼児用の福祉避難所の割合(13施設)	100%	100%	～H27年度 (維持)	子ども保育課 AP95
		福祉避難所運営マニュアルを周知した障がい者用の福祉避難所の割合(3施設)	100%	100%	～H27年度 (維持)	障がい福祉課 AP95
8	福祉避難所における資機材の整備	福祉避難所における防災資機材を支援した民間施設数	81%	100%	～R4年度	危機管理課 AP96
9	避難所レイアウトの作成・更新	災害時の避難所のレイアウトの作成・周知(全23避難所)	100% (23避難所)	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP88
10	ボランティアコーディネーターの確保	活動可能なボランティアコーディネーターの確保(100人)	26.0%	100%	～R4年度	福祉総務課 AP97
11	災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアによる対応訓練の実施(2回以上/年)	50.0%	100%	～R4年度	福祉総務課 AP98
12	学校施設の改築	危険建物の改築(15校)	—	100%	R15～R30年度	教育総務課
13	学校施設の改修	長寿命化改修(6校)	—	100%	R3～R31年度	教育総務課
14	学校施設の改修	学校施設(21校)のバリアフリー化(エレベーター、スロープ等の設置)	—	100%	R4～R19年度	教育総務課
15	学校施設の改修	校舎内トイレの洋式化率	63.6%	80%以上	～R7年度	教育総務課
16	学校施設の改修	L E D化改修(21校)	—	100%	R4～R20年度	教育総務課
17	学校施設の改修	体育館の空調設備設置(指定避難所21箇所)	—	100%	未定	教育総務課
18	学校施設の非構造部材の耐震化対策	外壁改修等(19校)	—	100%	R2～R20年度	教育総務課
再掲	防災活動における市立小中学校、高校と地域の連携	「避難所運営会議」の開催市立小中学校数(21校)、県立高校(2校)	100%	100%	～R4年度 (維持)	学校教育課 危機管理課 AP64

2－9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	J R 東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%	100%	～R7年度	土木課 AP9
2	緊急輸送路を跨ぐ橋梁の落橋防止	緊急輸送路を跨ぐ農道の橋梁(三ツ谷第2跨道橋)の落橋防止工事の実施	—	100%	～R4年度	農政課 AP16
3	緊急輸送路上の橋梁の落橋防止	緊急輸送路上の橋梁(神川橋、五十路大橋)の落橋防止工事の実施	50.0%	100%	～R4年度	土木課 AP18
4	無電柱化の推進	市内道路における無電柱化の累計整備延長(工事着手の延長を含む)	5,600m	6,820m	～R7年度	都市整備課 AP80
5	緊急輸送路の整備	都市計画道路谷田幸原線(計画延長3,660m)の整備済の割合	82.0%	89.1%	～R7年度	都市整備課
6	緊急輸送路の整備	都市計画道路三島駅北口線(計画延長1,430m)の整備済の割合	62.2%	69.2%	～R7年度	都市整備課
7	緊急輸送路の整備	都市計画道路下土狩文教線(計画延長580m)の整備済の割合	51.7%	100%	～R7年度	都市整備課
8	緊急輸送路等の整備	都市計画道路西間門新谷線(平田新谷線)の整備率(事業費換算)	46.0%	100%	～R9年度	土木課

9	緊急輸送路等の整備	市道錦田大場線の整備率（事業費換算）	84.1%	100%	～R6年度	土木課
10	避難路等の整備	自転車通行空間の整備率（整備優先路線の整備延長／整備路線12.66km） 整備優先路線 ・(市)広小路加屋町線 ・(市)西本町西若線 ・(都)小山三軒家線 ・(都)南町文教線 ・(都)三島駅北口線 ・(都)谷田幸原線 ・(都)下十狩文教線	26.0%	53.0%	～R12年度	土木課
11	道路施設の長寿命化	舗装長寿命化路線における修繕率（路線割合）	21.5%	100%	～R12年度	土木課
12	道路施設の長寿命化	橋梁の補修工事の実施数	22橋	51橋	～R7年度	土木課
13	道路施設の長寿命化	市道路線等における橋梁点検の実施率	12.4%	100%	～R5年度	土木課
14	道路施設の長寿命化	市道路線等における横断歩道橋点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
15	道路施設の長寿命化	市道路線等におけるトンネル点検の実施率	100.0%	100%	～R5年度（継続実施）	土木課
16	道路施設の長寿命化	市道路線等における大型カルバート点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
17	道路施設の長寿命化	市道路線等における張出歩道点検の実施率	14.3%	100%	～R5年度	土木課
再掲	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送道路・避難路沿い建築物等（199棟）の落下物対策の実施率	50.2% (100棟)	50%	～R4年度	建築住宅課 AP13
再掲	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送道路沿いの危険なブロック塀（44箇所）の耐震化率	56.8% (25箇所)	90%	～R4年度	建築住宅課 AP14

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	市庁舎(総合防災センター除く。)の非常用電源の確保	市庁舎（2施設）における非常用発電機稼働時間72時間の確保率	82.7% (本館)	100%	～R4年度	管財課 AP19
2	新市庁舎の建設	新市庁舎建設の検討	—	—	R1年度～	管財課
3	業務継続計画の見直し	計画の見直し率（1回/年）	100%	100%	継続実施	危機管理課
4	各種実践的訓練・研修の実施	各職員が災害時における自分の役割を十分に把握できるよう、訓練・研修を実施する。（3回/年）	100%	100%	継続実施	危機管理課
5	職員用食料・物資の確保	職員用の食料・物資を確保する。職員には参考時に携行品として食料等を持参すること、各自のロッカーやに食料等を常備しておくことを周知徹底する。	—	—	継続実施	危機管理課
再掲	広域受援体制の強化	第4次地震被害想定を踏まえた県広域受援計画の府内関係各課への周知	100%	100%	継続実施	危機管理課 AP44
再掲	市単独相互応援協定自治体との連携強化	自治体間の相互応援協定との災害時の連携方策の構築（4市）	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP47

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	防災行政無線の避難所、関係機関への整備	避難所（24箇所）への防災行政無線の整備・適正な維持管理	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP24

2	災害時における情報収集連絡体制の強化(通信手段の確保)	災害対策本部における衛星携帯電話の整備数(6台)	100%	100%	～H25年度(維持)	危機管理課AP28
再掲	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線デジタル化)	同報無線デジタル化の実施(調査、設計及び工事)	—	100%	R3年度～	危機管理課AP52

4－2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	簡易無線機の避難所、関係機関への整備	簡易無線機の整備数(255台)	100%	100%	～R1年度(維持)	危機管理課AP29
再掲	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線デジタル化)	同報無線デジタル化の実施(調査、設計及び工事)	—	100%	R3年度～	危機管理課AP52

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	事業所等の事業継続計画(BCP)の促進	事業所の事業継続計画(BCP)策定率(H24商工会議所会員2,647事業所)	—	50%	～R2年度	商工観光課AP107

5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
再掲	ライフライン事業者との連携強化	ライフライン事業者(電気、ガス、電話)との災害時の対応協議又は合同訓練実施(年1回以上)	100%	100%	～R4年度(維持)	危機管理課AP81

5－3 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
再掲	J R 東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%	100%	～R7年度	土木課AP9
再掲	緊急輸送路上の橋梁の落橋防止	緊急輸送路上の橋梁(神川橋、五十路大橋)の落橋防止工事の実施	50.0%	100%	～R4年度	土木課AP18
再掲	無電柱化の推進	市内道路における無電柱化の累計整備延長(工事着手の延長を含む)	5,600m	6,820m	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路谷田幸原線(計画延長3,660m)の整備済の割合	82.0%	89.1%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路三島駅北口線(計画延長1,430m)の整備済の割合	62.2%	69.2%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路下土狩文教線(計画延長580m)の整備済の割合	51.7%	100%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路等の整備	都市計画道路西間門新谷線(平田新谷線)の整備率(事業費換算)	46.0%	100%	～R9年度	土木課
再掲	緊急輸送路等の整備	市道錦田大場線の整備率(事業費換算)	84.1%	100%	～R6年度	土木課
再掲	避難路等の整備	市道文教町幸原線の整備率(事業費換算)	64.0%	100%	～R6年度	土木課

再掲	避難路等の整備	自転車通行空間の整備率（整備優先路線の整備延長／整備路線12.66km） 整備優先路線 ・(市)広小路加屋町線 ・(市)西本町西若線 ・(都)小山三軒家線 ・(都)南町文教線 ・(都)三島駅北口線 ・(都)谷田幸原線 ・(都)下十狩文教線	26.0%	53.0%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	舗装長寿命化路線における修繕率（路線割合）	21.5%	100%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	橋梁の補修工事の実施数	22橋	51橋	～R7年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における橋梁点検の実施率	12.4%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における横断歩道橋点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等におけるトンネル点検の実施率	100.0%	100%	～R5年度 (継続実施)	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における大型カルバート点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における張出歩道点検の実施率	14.3%	100%	～R5年度	土木課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	地域の防災・減災のための自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	公共施設・民間施設において、災害時にも活用できる再エネ設備等の整備を推進する。	－	－	～R13年度	環境政策課

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	配水池など施設の耐震化事業	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数（18箇所）	44.4% (8箇所)	50%	～R4年度	水道課 AP10
再掲	配水池の緊急遮断装置の整備	耐震化を実施した配水池への緊急遮断装置の設置数（8箇所）	100% (8箇所)	100%	～R4年度	水道課 AP11
再掲	災害時拠点給水施設における防災倉庫の整備	防災倉庫の建設（1棟）	－	100%	～R4年度	水道課 AP21
再掲	災害時拠点給水施設における非常用電源の整備	非常用電源の整備（1箇所）	－	100%	～R4年度	水道課 AP22
再掲	給水車の導入	給水車の購入（1台）	－	100%	～R4年度	水道課 AP82

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	下水道BCPの策定	策定率	100%	100%	継続実施	下水道課
2	合併処理浄化槽設置の促進	下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置等	－	100%	継続実施	生活排水対策室

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	JR東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%	100%	～R7年度	土木課 AP9

再掲	緊急輸送路上の橋梁の落橋防止	緊急輸送路上の橋梁（神川橋、五十路大橋）の落橋防止工事の実施	50.0%	100%	～R4年度	土木課 AP18
再掲	無電柱化の推進	市内道路における無電柱化の累計整備延長（工事着手の延長を含む）	5,600m	6,820m	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路谷田幸原線（計画延長3,660m）の整備済の割合	82.0%	89.1%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路三島駅北口線（計画延長1,430m）の整備済の割合	62.2%	69.2%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路下土狩文教線（計画延長580m）の整備済の割合	51.7%	100%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路等の整備	都市計画道路西間門新谷線（平田新谷線）の整備率（事業費換算）	46.0%	100%	～R9年度	土木課
再掲	緊急輸送路等の整備	市道錦田大場線の整備率（事業費換算）	84.1%	100%	～R6年度	土木課
再掲	避難路等の整備	市道文教町幸原線の整備率（事業費換算）	64.0%	100%	～R6年度	土木課
再掲	避難路等の整備	自転車通行空間の整備率（整備優先路線の整備延長／整備路線12,66km） 整備優先路線 ・(市)広小路加屋町線 ・(市)西本町西若線 ・(都)小山三軒家線 ・(都)南町文教線 ・(都)三島駅北口線 ・(都)谷田幸原線 ・(都)下土狩文教線	26.0%	53.0%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	舗装長寿命化路線における修繕率（路線割合）	21.5%	100%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	橋梁の補修工事の実施数	22橋	51橋	～R7年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における橋梁点検の実施率	12.4%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における横断歩道橋点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等におけるトンネル点検の実施率	100.0%	100%	～R5年度 (継続実施)	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における大型カルバート点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における張出歩道点検の実施率	14.3%	100%	～R5年度	土木課

6－5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	被災者の住宅の確保（建設型応急住宅）	建設型応急住宅の確保	100%	100%	～R4年度 (維持)	建築住宅課 AP105
2	被災者の住宅の確保（賃貸型応急住宅）	賃貸型応急住宅の確保	8.5%	100%	～R4年度	建築住宅課 AP106

6－6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	災害時の心のケア体制の整備	地域防災計画等に心のケア対策を記載	100%	100%	～H27年度 (維持)	危機管理課 健康づくり課 AP93
2	被災者のメンタルヘルスケアの促進	被災者のメンタルヘルスケアの対応マニュアルの策定	0%	100%	～R4年度	健康づくり課 AP94
3	災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアによる対応訓練の実施（2回以上/年）	50.0%	100%	～R4年度	福祉総務課 AP98

4	人材登録制度の活用	手話通訳、要約筆記者、ガイドヘルパー等の登録者数（100人）	32.0% (32人)	100%	～R4年度	障がい福祉課 AP99
5	遺体措置のための適切な計画・体制づくりの促進	警察・医師会・歯科医師会等と連携した遺体措置計画の見直し	100%	100%	～R4年度 (維持)	市民課 AP112
6	遺体措置訓練の実施	遺体措置訓練の実施（1回以上/年）	100%	100%	～R4年度 (維持)	市民課 AP113
7	広域火葬共同運用体制による訓練の促進	広域火葬共同運用体制による訓練への参加	100%	100%	～R4年度 (維持)	市民課 AP114
再掲	ボランティアコーディネーターの確保	活動可能なボランティアコーディネーターの確保（100人）	26.0%	100%	～R4年度	福祉総務課 AP97

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	地域の消防力の確保	消防団員の定員数（491人）の充足率	80.7% (396人)	100%	～R4年度	危機管理課 AP37
再掲	消火栓の整備	消火栓の新設及び更新（年1基以上）	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP43
再掲	自主防災組織の助成（防災資機材補助金）	防災資機材等整備の補助金交付申請をした自主防災組織に対する交付した団体の割合	100%	100%	～R4年度 (維持)	危機管理課 AP60
再掲	防災資機材・備蓄品の充実	コミュニティ防災センター・防災倉庫の資機材の整備率	76.0%	100%	～R4年度	危機管理課 AP89

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的被害及び交通麻痺

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	92.3% (41, 173)	95%	～R7年度	建築住宅課 AP1
再掲	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送道路沿いの危険なブロック塀（44箇所）の耐震化率	56.8% (25箇所)	90%	～R4年度	建築住宅課 AP14

7-3 農業用水利施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	農業用排水施設等の整備・補強	用水排水管渠補強延長（L=1100m）	110m	100%	～R10年度	農政課

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	「箱根西麓森林塾」の開催	森林塾開催回数 8回/年	4回	100%	継続実施	農政課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	災害廃棄物の処理体制の見直し	災害廃棄物処理計画の策定	100%	100%	～H28年度 (維持)	廃棄物対策課 AP103
2	震災時の災害廃棄物仮置場等の候補地の確保	震災時の災害廃棄物仮置場等の候補地の確保（必要面積36, 682m ² ）	100%	100%	～R4年度 (維持)	廃棄物対策課 AP104

8－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
1	関係機関との協力体制の構築	建設業協会などの団体との協力体制の充実強化を図り、有事の際に緊急輸送路等の迅速な復旧作業ができる態勢を構築する。	—	—	継続実施	危機管理課 土木課

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
再掲	地域における防災人材の活用	自主防災組織リーダー研修会の受講団体数	91.0% (131団体)	100%	～R4年度	危機管理課 AP57
再掲	地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	97.2% (140組)	100%	～R4年度	危機管理課 AP71
再掲	地域防災訓練の充実・強化（小・中・高校生）	小中学生の地域防災訓練への参加率	35.0%	80%以上	～R4年度	学校教育課 危機管理課 AP72

8－4 高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課AP位置付け
再掲	J R 東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%	100%	～R7年度	土木課 AP9
再掲	緊急輸送路上の橋梁の落橋防止	緊急輸送路上の橋梁（神川橋、五十路大橋）の落橋防止工事の実施	50.0%	100%	～R4年度	土木課 AP18
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路谷田幸原線（計画延長3,660m）の整備済の割合	82.0%	89.1%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路三島駅北口線（計画延長1,430m）の整備済の割合	62.2%	69.2%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路の整備	都市計画道路下土狩文教線（計画延長580m）の整備済の割合	51.7%	100%	～R7年度	都市整備課
再掲	緊急輸送路等の整備	都市計画道路西間門新谷線（平田新谷線）の整備率（事業費換算）	46.0%	100%	～R9年度	土木課
再掲	緊急輸送路等の整備	市道錦田大場線の整備率（事業費換算）	84.1%	100%	～R6年度	土木課
再掲	避難路等の整備	市道文教町幸原線の整備率（事業費換算）	64.0%	100%	～R6年度	土木課
再掲	避難路等の整備	自転車通行空間の整備率（整備優先路線の整備延長／整備路線12,66km） 整備優先路線 ・(市)広小路加屋町線 ・(市)西本町西若線 ・(都) 小山三軒家線 ・(都) 南町文教線 ・(都) 三島駅北口線 ・(都) 谷田幸原線 ・(都) 下十狩文教線	26.0%	53.0%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	舗装長寿命化路線における修繕率（路線割合）	21.5%	100%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	橋梁の補修工事の実施数	22橋	51橋	～R7年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における橋梁点検の実施率	12.4%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における横断歩道橋点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等におけるトンネル点検の実施率	100.0%	100%	～R5年度（継続実施）	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における大型カルバート点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課

再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における張出歩道点検の実施率	14.3%	100%	～R5年度	土木課
----	-----------	---------------------	-------	------	-------	-----

8－5 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	震災復興都市計画行動計画の策定	75.0%	100%	～R4年度	都市計画課 AP110
2	震災復興のための震災復興まちづくり計画策定の促進	震災復興まちづくり計画の策定	—	100%	～R4年度	都市計画課 AP111

8－6 住家被害認定調査や罹災証明書発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	住家被害認定調査実施マニュアル及び罹災証明書発行事務マニュアルの整備	住家被害認定調査実施マニュアル、罹災証明書発行事務マニュアル及び手順書の作成	50.0%	100%	～R3年度	課税課
2	住家被害認定調査研修及び罹災証明書交付訓練の推進	住家被害認定調査の実地研修及び罹災証明書発行訓練の実施	—	100%	～R4年度	課税課 AP108
3	住家被害認定調査の迅速化の推進	住家被害認定調査アプリケーション（システム）の構築	—	100%	～R4年度	課税課
4	被災者生活再建支援体制の推進	被災者生活再建支援システムの導入	100%	100%	～R4年度（維持）	危機管理課 AP109

8－7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の実施率	—	100%	未定	文化財課
2	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進	三嶋暦師の館の耐震化	—	100%	～R2年度	商工観光課
3	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進	楽寿館の耐震化	—	100%	未定	楽寿園
4	市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進	旧三島測候所庁舎の耐震化	—	100%	未定	環境政策課
5	災害時協力体制の構築	国・県合同訓練参加（1回/年）	100%	100%	継続実施	文化財課

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9－1 経済圏域内の企業・住民の流出等による地域活力の低下

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	ふじのくにのフロンティアを拓く取組の推進	沿岸部からの企業移転や進出先の受け皿となる新たな産業集積地をつくる	—	—	～R4年度	政策企画課 企業立地推進課

関連事業

No.	事業名	事業内容	実施主体
1	急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事を促進	対策工事促進	県
2	土砂災害警戒区域等の指定	指定促進	県
3	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	排水機場更新	県

三島市国土強靭化地域計画

令和3年 月策定

三島市 企画戦略部 危機管理課